

紫波町地域公共交通会議規約

令和 8 年 2 月 3 日制定

(設置)

第 1 条 紫波町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第 183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスに必要となる事項を協議するため設置する。

(事務所)

第 2 条 交通会議は、事務所を紫波町役場内に置く。

(協議事項等)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議し、実施するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様等に関する事項
- (5) 福祉有償運送及び交通空白地有償運送の必要性、輸送サービスの範囲及び態様並びに旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第 4 条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 紫波町長又はその指名する職員
- (2) 東北運輸局岩手運輸支局長又はその指名する職員
- (3) 国、県等の関係行政機関の職員
- (4) 紫波警察署長又はその指名する職員
- (5) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表又は推薦された者
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表又は推薦された者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表又は推薦された者
- (8) 鉄道事業者の代表又は推薦された者
- (9) 学識経験者
- (10) 住民又は利用者の代表
- (11) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者

(委員の就任)

第 5 条 委員は、本規約に基づき就任するものとする。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は 2 年度とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 7 条 交通会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第8条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができる。この場合において、その代理者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、緊急を要する事項又は軽易と認めた事項については、全ての委員に対し書面により賛否を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項については、委員及び関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに運賃等の協議を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

3 分科会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(事務局)

第11条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、紫波町企画総務部企画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監事)

第13条 交通会議に監事を2人置く。

2 監事は、会長が指名する。

3 監事は、交通会議の業務執行及び会計の状況を監査し、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第15条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は令和 8 年 2 月 3 日から施行する。  
(就任に関する経過措置)
- 2 本規約施行の際、紫波町地域公共交通会議設置要綱に基づき委員であった者は、本規則に基づく委員に就任したものとみなす。  
(最初に就任する委員の任期)
- 3 本規約施行後最初に就任する委員の任期は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

# (案)

## 紫波町地域公共交通会議事務局規程

令和8年2月3日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、紫波町地域公共交通会議規約第11条に規定する紫波町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 会議に関すること。
- (2) 資料作成に関すること。
- (3) 庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、紫波町企画総務部企画課長をもって充てる。

3 事務局職員は、紫波町企画総務部企画課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長の専決事項は、別表第1のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

(事務処理)

第5条 交通会議における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

(文書の取扱い)

第6条 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

(文書に関する帳簿)

第7条 文書に関する帳簿として、文書保存簿を備え置くものとする。

(文書の收受及び配付)

第8条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配付する。

2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配付し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

(保存期間)

第9条 文書の保存期間は、次のとおりとする。

(類別区分)

- 第1類 10年
- 第2類 5年
- 第3類 3年
- 第4類 1年

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

3 類別区分の標準は、別表第2のとおりとする。

(公印の取扱い)

第10条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、計上、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表第3のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、紫波町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は令和8年2月3日から施行する。

別表第1（第4条関係）

項目	決裁者	
	会長	事務局長
1 事務局の運営に関する事。		○
2 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関する事。		○
3 財務に関する事		
(1) 収入に関するもの		○
(2) 支出に関するもの		
ア ※1に掲げる定例的なもの		○
イ その他		
A 100万円未満のもの		○
B 100万円以上のもの	○	
※1 国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）の規定による地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金		
4 物品の管理及び現金の出納に関する事。		○
5 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。		○

別表第2（第9条関係）

類別	文書
第1類	—
第2類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通会議規約、諸規程及び交通会議規約変更の承認に関する承認文書</li> <li>・ 交通会議に関する文書</li> <li>・ 予算又は決算に関する文書</li> <li>・ 委員及び役員に関する名簿及び文書</li> <li>・ 交通会議が行う事業に関する文書</li> <li>・ その他交通会議が定める重要な文書</li> </ul>
第3類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通会議の業務に関する文書</li> <li>・ 文書の收受又は発送に関する文書</li> <li>・ その他協議会が第1類及び第2類に準じる文書として定める文書</li> </ul>
第4類	第1類、第2類及び第3類以外の軽微な内容の文書

別表第3（第10条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
紫波町地域公共交通会議会長の印	紫波町 地域公共交通 会議 会長之印	てん書	正方形21	会長名をもって 発送する文書並 びに会長名義に よる金融機関と の取引その他の 対外的行為	1	事務局長

# (案)

## 紫波町地域公共交通会議財務規程

令和8年2月3日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、紫波町地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、紫波町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、紫波町からの負担金、国及び県からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって収入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって支出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 収入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 支出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

第5条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第6条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続は、会計伝票により行うものとする。

2 交通会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 会計伝票

(3) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第13条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は令和 8 年 2 月 3 日から施行する。  
(施行後最初の会計年度の特例)
- 2 本規則の施行後最初の会計年度は、第 2 条の規定にかかわらず、本規則の施行日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

別表第 1 (第 4 条関係)

収入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第 2 (第 4 条関係)

支出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
	3 旅費	1 普通旅費
	4 報償費	1 謝金
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

# (案)

## 紫波町運賃協議分科会設置要領

令和8年2月3日制定

### (設置)

第1条 紫波町運賃協議分科会（以下「分科会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。）第9条第4項の規定に基づき、同条同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、紫波町地域公共交通会議規約第10条第1項に規定する分科会として設置する。

### (組織)

第2条 分科会は、紫波町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の構成員のうち、次に掲げる者を構成員（以下「分科会員」という。）とする。

- (1) 紫波町長又はその指名する職員
- (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 東北運輸局岩手運輸支局長又はその指名する職員
- (4) 住民又は利用者を代表する者として町長が指名する者

### (会長)

第3条 分科会に会長を置き、第2条第1号に掲げる者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、分科会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した分科会員が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、分科会員の過半数が出席しなければ開催できない。

3 会議の議事は、出席した分科会員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会長は、会議において必要があると認めるときは、分科会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

6 会議は、書面にて開催することができる。

### (協議結果)

第5条 会議で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

### (協議結果の報告)

第6条 会長は、分科会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、交通会議の事務局において処理する。

### (補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (施行期日)

1 この要領は令和8年2月3日から施行する。